

第 179 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 27 年 12 月 21 日（月）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 178 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（3 件）

議案第 2325 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2326 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

議案第 2327 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
伊 藤 直 司	公益財団法人宮城県スポーツ振興財団理事長
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
小野田 泰明	東北大学大学院情報科学研究科教授
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
豊 田 育 郎	農林水産省東北農政局長（代理）
永 松 健 次	国土交通省東北運輸局長（代理）
川 瀧 弘 之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中 尾 克 彦	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
秋 山 昇	宮城県町村議会議長会会長

（以上 15 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2325 号（仙塩広域都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2326 号（仙塩広域都市計画道路の変更について）

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2327 号（特殊建築物の敷地の位置について）

【議決】原案を承認する。

○議事

平成 27 年 12 月 21 日（月）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 179 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（１）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に、3名の委員の委嘱替えがございましたので御紹介を申し上げます。宮城県議会委員の齋藤正美委員です。同じく、宮城県議会委員の高橋啓委員です。次に、宮城県市議会議長会会長の岡部恒司委員です。岡部委員につきましては本日は欠席の御連絡をいただいております。

本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして代理出席の方を含め 14名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。なお、小野田先生におかれましては遅れる旨の連絡を頂戴しております。

傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましてはお手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明を申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書をお渡ししております。また、机上に参考資料、報告資料、委員名簿、座席図を配付しております。報告資料につきましては、本日の審議案件が終了した後に事務局から説明したいと存じます。資料に不足はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者あり]

(この頃、小野田委員来庁)

○事務局（大内総括） それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が行うことになっておりますので、森杉会長よろしくお願いいたします。

（２）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。いつもの通りですが本日の審議会の議事録の署名人を指名させていただきます。本日は牛尾陽子委員とそれから内田美穂委員をお願いいた

したいと思います。よろしくお願いいいたします。次に、前回、第 178 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から御報告の程をお願いします。

2 前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御報告いたします。お手元の議案書の 3 ページを御覧いただきたいと思います。前回御審議いただきました議案でございます。第 178 回の審議会におきましては、議案第 2321 号「栗原都市計画道路の変更について」ほか 3 件について御審議いただきました。議案第 2321 号から第 2323 号については、処理結果の欄に記載のとおり所定の手続きをすべて完了しております。

議案第 2324 号の「志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画変更に対する意見書」につきましては、8 月 31 日付けで意見書提出者に対し意見書が採択されなかった旨を通知し、9 月 11 日付けで事業計画変更を認可してございます。前回議案の処理報告につきましては以上でございます。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。御質問、御意見よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

3 議案審議

議案第 2325 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 はい。それでは、議案審議に入ります。本日の審議件数は、議案の 2325 から 2327 までの 3 件でございます。

それでは、最初の「仙塩広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは議案第 2325 号「仙塩広域都市計画道路の変更」につきまして御説明いたします。議案書の 5 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画道路の変更の計画書となっております。今回の変更は都市計画道路 3・3・132 号一国幹線となります。ゴシック体太字で強調している箇所が変更点となります。変更内容は塩竈市中心市街地の円滑な交通処理のため交差点として必要な区域の変更を行うものであります。

議案書の 6 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画区域のうち塩竈市付近の都市計画図となります。図面は上が北となっており、図面下段左隅から図面左側を北方向に向かって黒の点線で示してございますのが J R 東北新幹線となります。図面下段中央左から黒の点線で北東に向かい塩竈市中心市街地を通り松島湾沿岸を東方向へ向かうのが J R 仙石線となります。図面下段、この J R 仙石線の右側、水色のラインで北上し利府ジャンクションで北東方向へ向かう

のが三陸自動車道，利府ジャンクションから北西方向へ向かうのが仙台北部道路となります。図面下側緑色で北東に進み，三陸自動車道交差部からピンク色のラインに接続し，塩竈市中心市街地をかぎ型に折れながら図面中央付近で緑色のラインとなり北方向へ向かうのが一般国道 45 号となります。今回変更する都市計画道路 3・3・132 号一国幹線は，ただいま御説明しました一般国道 45 号のうちピンク色のラインで示している区間につきまして，仙塩広域都市計画道路として都市計画決定しているものとなります。右の旗揚げにありますとおり，図面下段の三陸自動車道交差部付近の仙台市との境となる多賀城市町前一丁目を起点とし塩竈市越の浦までの，延長約 9,440 m，代表幅員 22 m の主要幹線街路となります。3・3・132 号一国幹線は，震災復興のため昭和 22 年 6 月に塩竈特別都市計画道路海岸通越の浦線，魚市場笠上線として都市計画決定されました。その後，都市の発展とともに必要な都市計画の変更を行い，平成 7 年 4 月に一部区域の変更を行い現在の計画となっております。今回の変更は，図面中央付近に青色の破線で囲っている部分，塩竈市の中心市街地となります。JR 本塩釜駅南西のピンク色のラインと赤色の塗りつぶしで示しております。かぎ型の交差点部分の一部区域の追加を行うとともに全線につきまして車線 4 車線を定めるものとなります。図面右下の凡例にあるとおり，ピンク色は既決定の区域，赤色は今回変更により追加する区域となります。

参考資料の 1 ページをお開き願います。3・3・132 号一国幹線の標準的な横断面図となります。構成は 3.5 m の自転車歩行者道及び 0.5 m の路肩を両側に設け，3.25 m の車線を 4 車線，中央帯を 1 m の合計 22 m の幅員となっております。

参考資料の 2 ページをお開き願います。これは先程御説明しました総括図で，青色の破線でくくった区域の図面で，今回の変更部分を示した計画図に，塩竈市が実施する復興事業等の位置や主な交通流を示した図面となっております。図面上が北となります。上段右方向に広がるのが塩釜湾となります。下段左側から北東方向へ黒の破線で示していますが，JR 仙石線でありまして，中央付近に本塩釜駅がございます。下段中央からピンク色のラインで示しているのが，3・3・132 号一国幹線となります。図面中央左，かぎ型の交差点部が今回変更となる箇所となります。着色は右下の凡例のとおり，ピンク色の着色は既決定の区域，赤の着色は追加する区域となります。

ここで，塩竈市の中心市街地の復興まちづくりの状況につきまして概要を御説明させていただきます。東北地方太平洋沖地震及びその後の津波により甚大な被害を受けた塩竈市は，平成 23 年 12 月に塩竈市震災復興計画を策定し，基本的な方針として安全な地域づくりを掲げ，復興計画に基づき復興事業を進めております。まず，津波防御ですが，塩釜湾の水際部で緑色のラインで示してございますのが，現在整備を進めている護岸となります。塩竈市のまちづくりは津波や高潮に対し，護岸の機能強化及び整備により第一線の津波防御を構築し，住宅地や中心市街地の安全確保を図ることとしております。南側は既存護岸の嵩上げ，北側は新たに護岸を設け安全確保を図ることとしております。図面上段を御覧下さい。北浜地区となります。緑のライン及び塗りつぶしで示してございます緑地等施設整備事業は，護岸を整備するとともに，背後地の盛土嵩上げや緩衝帯としての公園緑地の拡充，遊歩道を整備するなど，防潮機能を強化するとともに，景観形成を考慮した整備を推進しております。また，この北側のオレンジの塗りつぶしは，塩竈市北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業により，海側エリアにおける住工混在を解消しつつ，

職住近接型の良好な居住環境の整備を図っていくこととしております。続きまして、塩釜湾を挟んで南側になりますが港町です。先程御説明しました既存護岸の強化によりまして、津波から市街地を水際線で防御することとしており、オレンジ色で着色している箇所は、一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業を実施している区域となり、松島観光、浦戸諸島への玄関口であるマリゲート塩釜は復興のシンボルとしてリニューアルを行うとともに、隣接して津波復興拠点支援施設を新たに整備し、津波発生時の一時避難場所、防災センターを設置するなど、防災機能を強化することとしております。また、本塩釜駅への歩行者動線となる特殊街路、しおかぜ通り線上に黒色の点線で示すように、津波避難デッキを整備し、マリゲート塩釜と大型商業施設を接続することにより、津波発生時には避難機能や災害救援物資供給の運搬ルートを確保することとしております。平時においては、これらを活用し、駅からマリゲート塩釜周辺における回遊性を高め、賑わいのある拠点性を強化することとしてございます。本塩釜駅西側のオレンジ色で着色している箇所につきましては、海岸通1番2番地区市街地再開発事業の区域となっております。海岸通地区においては、密集市街地の環境改善のため、地区周辺一帯で複合的な市街地開発を促進し、住居、商業及び公共施設等機能の複合化、集約化を図り、賑わいのある拠点機能の形成を図ることとしております。塩竈市におきましては、この様に、関係機関と協議、連携しながら、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進しているところでございます。

次に市街地の交通であります。主要な交通軸をオレンジ色の点線で示してございます。仙台方向へは、中央付近で港町交差点で3・3・132号一國幹線と東に接続する3・3・102号築港大通線、図面右側に南北方向に示してございますのが3・1・131号八幡築港線が配置され、3・3・132号一國幹線とともに仙台方向への幹線軸を形成してございます。また、石巻方向へは、中心市街地では、この港町交差点から中心市街地を通り北上する3・3・132号一國幹線と、同じ交差点から沿岸部を3・3・132号一國幹線と併走する3・4・113号港町海岸通線及び3・4・103号北浜沢乙線の二軸で構成されております。今回の変更は、国土交通省が実施してあります3・3・132号一國幹線、一般国道45号の4車線化の整備事業に伴い、区域の一部を見直すものとなっております。3・3・132号一國幹線ですが、現在の計画では、仙台方向からJR仙石線の交差点まで及び3・4・103号北浜沢乙線から北側は4車線の計画、今回変更しようとする区間、青色の破線でくくった区間となりますが、ここにつきましては2車線の計画となっており、交通のボトルネックとなっておりました。図面下段中央付近の中の島交差点からJR仙石線まで、国土交通省では現在4車線化の事業を行っており、これに伴い塩竈市街地の交通状況改善の再検討も合わせて行い、一般国道45号の機能強化を図り、市街地の交通状況の改善を図るため、今回変更する区間につきましても、前後区間の4車線に合わせ一連区間で4車線とし、車線及び交差点について見直すこととなっております。

参考資料の3ページ目を御覧いただきたいと思っております。左側上段に既決定の交差点計画図を示し、下段に変更平面計画図を示しております。着色は下段の凡例にあるとおり、ピンク色の塗りつぶしは既決定の区域、赤色の塗りつぶしは今回変更により追加する区域となります。右側上段にはA-A'断面における車道部の横断構成を示しております。下段にはB-B'断面における横断構成を示してございます。左側上段の計画平面図とA-A'の既決定の横断図を併せて御覧ください。主方向となる仙台、石巻方向の車線数ですが、既決定では仙台方向は直線レーンとし

て1車線、石巻方向は右折レーンとして1車線となります。左側下段の変更平面図と変更の横断図も御覧いただきたいと思います。仙台方向への直進レーンを2車線に変更し、石巻方向への右折レーンを2車線設け、うち1車線につきましては直線左折を可能としてございます。横断図の旗揚げに示すとおり車道部の横断構成についてもそれぞれ見直し、バス停車帯を減じ、車線幅員は3.25 mから3 mへ、中央帯は車両の走行軌跡から0.5 mを2.5 mに変更するため、全幅で22 mから23.5 mへ変更となり、南側の区域を追加してございます。左側上段の計画平面図とB-B'断面の既決定の横断図を御覧いただきたいと思います。主方向となる仙台、石巻方向の車線数ですが、既決定では、仙台方向は左折レーンとして1車線、石巻方向は直線レーンとして1車線となっております。平面図下段と、変更の横断図を御覧いただきます。仙台方向への左折レーンを2車線に変更し、うち1車線について直進を可能とし、石巻方向への直線レーンを2車線設けております。横断図の旗揚げに示すとおり車道部の横断構成についても、それぞれ見直してございます。この変更によりまして、左折レーン1車線を内側に新たに設けることになり、車両走行空間及び歩行者空間の確保のため、交差点内側に必要な隅切り部分を追加することとなります。今回の都市計画の変更ですが、ただいま御説明させていただきました車線数の変更に伴う交差点計画の見直しにより必要となる区域2箇所につきまして、区域を追加するものになります。

以上で、議案第2325号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 それでは、皆様方から御意見、御質問、審議の程をよろしくお願いいたします。よろしいですか。

[「はい」の発言あり]

○森杉議長 それでは、もう承認するという事でよろしゅうございますか。

[「異議なし」の声]

○森杉議長 それでは、改めてお願いします。

お諮りいたします。議案2325号につきまして原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。

【議決】 議案第2325号：原案のとおり承認する。(賛成15名、反対0名)

議案第 2326 号 仙塩広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 では、次の議案に参ります。同じくタイトルは「仙塩広域都市計画道路の変更について」ですが、これがもう一つの議案であります。議題といたします。事務局から議案の内容についての御説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） それでは、議案第 2326 号「仙塩広域都市計画道路の変更」につきまして御説明申し上げます。議案書 8 ページをお開き願います。こちらは仙塩広域都市計画道路の変更の計画書となります。今回の変更は、都市計画道路 3・3・251 号国道幹線となります。ゴシック体、太字で強調している箇所が変更点となります。変更理由は、仙塩広域都市計画区域における仙台都市圏と周辺地域を結ぶ広域ネットワークの形成を図るため、都市計画を変更するものでございます。

議案書の 9 ページをお開き願います。こちらは、仙塩広域都市計画区域のうち北部地域の都市計画図となります。図面上側が北となり、図面中央、南北に黒色の破線で示してございますのが、JR 東北新幹線となります。その左側になりますが、南北に水色のラインで示しているのが東北自動車道となります。図面下段中央、JR 東北新幹線付近から水色のラインで、富谷ジャンクションで東北自動車道と交差しピンクのラインまで達しているのが仙台北部道路となります。図面下段左側から、北方向へ緑色のラインで示しているのが一般国道 457 号となります。図面上段、東北自動車道を東西に挟み込むように水色の塗りつぶしが大きく 2 つございますが、東北自動車道より東側の塗りつぶしが第一仙台北部中核工業団地で、西側が第二仙台北部中核工業団地となっております。図面下段左側、泉インターチェンジ付近、緑色のラインで示し、ピンク色のラインにつながり、上方向、赤色のライン及び緑色のラインにつながる南北の一連のラインが、一般国道 4 号となります。このうち、ピンク色及び赤色で示しているのが仙塩広域都市計画道路 3・3・251 号国道幹線となります。着色は右下の凡例のとおり、ピンク色は既決定の区域、赤色は今回の変更により追加する区域となります。今回、変更する都市計画道路 3・3・251 号国道幹線は、左側の旗揚げにあるとおり、図面下段左側、仙台市と富谷町境の富谷町富谷字大清水上を起点とし大衡村大衡字爪木を終点とする、延長約 $L = 13,290$ m、代表幅員 $W = 25$ m の都市計画道路となっており、昭和 48 年 1 月に仙台北部を中心とした土地利用に対応するため、仙塩広域都市計画北部地域の南北軸の中枢をなす主要幹線道路として位置づけ、市街地の成長とともに必要な変更を行い、平成 6 年 8 月に終点位置の変更を行って現在の計画となっており、今回の変更は、終点位置を大崎市との境の大衡村駒場字蕨崎に変更し、延長約 4,640 m を延伸するため、総延長を約 $L = 17,930$ m に変更するものであります。また、既決定では、車線の数を定めておりませんでしたので、今回の変更に合わせて、路線全体につきまして 4 車線を定めるものとなっております。今回新たに追加する区域の現状でございますが、仙台都市圏の骨格をなす一般国道 4 号のうち当該区間のみが 2 車線区間となっており、接続する大崎市側も 4 車線で整備済みとなっていることから、交通のボトルネックとなっている状況でございます。このため、本区間において交通混雑が発生するとともに、沿道への出入りの車両による速度低下や交通事故が多発している状況であり、交通容量の確保や事故の減少が課題となっております。広域交通の機能と

しては、東側に併走している東北自動車道とともに県内の広域南北軸を形成しており、特に災害発生時等における機能の代替性・多重性等の確保も課題となっております。産業の観点では、特に工業生産は、仙塩北部地域及び大崎地域で一般国道4号及び東北自動車道に連絡される形で集積が進んでおり、東北全体の復興と仙台都市圏の経済発展のためにも、産業を支える幹線道路として当該区間のボトルネックを解消し、円滑な物流を確保することが必要となっております。また、地域の交通安全の観点では、現在歩道の無い区間もあり、安全で安心な歩行空間の確保も必要となっている状況でございます。こうした課題を解決するため、国土交通省では、平成26年から事業化にむけて必要性やルート案の検討を行い、平成27年9月に現道の線形を基本とした現道拡幅の方針として決定してございます。今回の変更は、この計画が災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築や産業拠点の形成及び地域連携を支援する広域道路ネットワークの拡充、安全で安心な交通環境の整備などの仙塩広域都市計画として必要な機能となることから、国土交通省が決定した方針に基づき、都市計画を変更するものとなっております。なお、図面上段の青色の破線でくくっている範囲が今回、変更する範囲となります。

参考資料の4ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、都市計画道路3・3・251号国道幹線の幅員構成を示した横断図になります。左側に、それぞれの幅員を適用している区間を示しております。図面上段が、今回変更する区間の横断図となります。幅員構成は、両側に2.5mの歩道、1.5mの路肩、3.5mの車線4車線及び中央帯として2mを設け、合計24mとなっております。その下段は、交差点部の横断図を示しておりますが、右折レーン3mを加え、中央帯を1mとした、合計26mとなります。その右側に今回追加する区域に出て参りますバス停車帯の横断構成となります。路肩に代えて3.5mのバス停車帯を設け、合計28mの幅員構成となります。なお、上下線で設置位置が異なる場合については、それぞれ片側の幅員構成を用いて区域を定めてございます。合わせて、バス停車帯前後には、走行の安全性のため必要な減速区間及び加速区間を設けてございます。中段は、大衡村役場や大衡小学校、大衡中学校、運動公園や森林公園などの公共施設が周辺に多在していることから、自転車歩行者交通が両側の歩道2.5mを3.5mの自転車歩行者道として、幅員26mとしてございます。その下段は、交差点部の横断図を示しており、右折レーン3mを設け、合計28mとなります。下段は、歩道部の幅員を3mとした、合計25mの幅員構成であり、本路線を代表する幅員構成となっております。

参考資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、既決定の終点付近の計画図となります。幅員26mの区間となります。なお、右上には、本計画図の索引図を示しております。

参考資料の6ページをお開き願います。こちらは、先程の計画図の北の図面となります。索引図の2番となります。黒の矢印で、計画図(1)と示している図面下段は、前のページ、計画図(1)との重複範囲となります。図面上が北となり、凡例等は、先程と同様となります。交差点については青色の破線の円で位置を示してございまして、バス停の拡幅箇所につきましては緑の破線の円で示してございます。南側から図面中央、交差点①と示した交差点までが標準幅員26mの区間となり、ここから北は終点までが標準幅員24mの区間となります。先程も御説明しましたとおり、こちらの交差点付近には、駐在所や中学校、公園、多目的運動広場がございまして、

参考資料7ページを御覧いただきます。黒の矢印で、計画図(2)と示している図面下段は計画図(2)との重複範囲となります。交差点につきましては、青色の破線の円で示してございま

す。

参考資料 8 ページをお開き願います。黒の矢印で計画図（3）と示している図面下段の位置は計画図（3）との重複範囲となります。交差点⑤は、東側が主要地方道石巻大衡鹿島台線、西側が一般県道本町大衡線との交差点となっております。

参考資料 9 ページをお開き願います。こちらは、終点部の図面となります。終点位置は行政界となりまして、ここから先は大崎市となります。今回変更する区域には、交差点が 7 か所ございますが、交差点部の区域の詳細につきましては、次ページ以降、交差点計画図に示してございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第 2326 号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願ひいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、皆様方から御意見、御質問、御審議の程をお願ひしたいと思ひます。

ありませんか。どうぞ。

○伊藤（直）委員 はい。ただいまの説明で 4 車線化にするということは何ら異議はございませんし、前後も既に 4 車線化がすすんでいるということで、これを結束していく、これは非常に良いことだなというふうに思っています。ただあの、今意見書等々も出なかったという、そういうお話もございましたが、あそこの終点側には、沿道の両サイドに松林があったかと思ひますが、あの辺については地元の方々の意見等々、あるいは何かその辺、この事業計画を進める上に当たって地元との意見交換の中で出されたような意見というのはあったのかないのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○事務局（尾形都市計画課長） 参考資料 9 ページの、今、伊藤委員がおっしゃっているのは 9 ページの最後の交差点から北側の部分だと思いますけれども、地元説明会の中ではですね特別に意見はなかったというふうに伺っております。

○森杉議長 じゃあ私の方から。2 車線のままボトルネックになっているのが、やっとな最近になって解消するというのはあまりにも遅すぎるのではないかと。そういう感じがするのですけれども、一体いかなる理由で、こんなふうな格好で、やっとなこの路線の選択の決定が、先程のお話では昨年度なされたということですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） 事業者は国土交通省ですが、我々都市計画決定の範囲でみれば、古川の町中をやって、仙台から北上する形で整備を進めてきたと思ひます。事業調整の観点もあつたと思うのですが。

資料を見ますと、仙台中心部から北の方、南の方に 4 車線化が広がって行きまして、富谷と大和の拡幅分につきましては、平成 23 年度に 4 車線化の完了を迎えてございます。大崎市の駅を中心部といいますか大崎市の真ん中のところがですね、逆に今度南の方に拡幅が入りまして、そ

れが三本木・古川拡幅となっておりますけど、その区間については、平成 25 年度に、4 車線化が終わって、残されたこの区間につきまして、国土交通省の方で 4 車線化の事業に入るということで、今回都市計画の変更を行うものでございます。

○川瀧委員（代理出席・田口仙台河川国道事務所副所長） 若干補足させていただきます。

○森杉議長 よろしく。

○川瀧委員（代理出席・田口仙台河川国道事務所副所長） 先程事務局からお話のあったようにですね、北側あと南側から交通量の状況によって徐々に事業化をしてきたと。結果としてこの区間が最終的に残ってしまいましたけれども、先程事務局からお話のあったようにですね、仙台北部工業団地等にもですね、トヨタはじめ関連する企業も貼り付いて参りまして交通量も若干ですけども伸びてきていると。それを踏まえまして最終的にここの事業化の準備に入ったというところでございます。

○森杉議長 ありがとうございます。
どうぞ。

○阿留多伎委員 わたくしもこれは大賛成なのですが、今回は都市計画決定ですから具体的な数字は出せないのかもしれませんが、今後ですねいつぐらいまでに整備が完了するのかという見通し、あるいは用地買収についてどんなふうに進んでいくのかについて、ちょっと先のことを教えていただければと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 県としましては、国土交通省からは事業化については速やかに着手して参りたいと聞いておりますが、具体的な時期についてはちょっとまだ何もお聞きしておりません。

○川瀧委員（代理出席・田口仙台河川国道事務所副所長） 補足させていただきます。先程事務局からお話あったように、事業化の準備に向けて、今回、計画準備段階評価、あるいは、都計決定（都市計画決定）の準備をさせていただいています。あの順調に行ってですね、来年度事業化できればということで予算要求はしてございますけれども、現時点でまだ事業化確定してございません。その後、現地に入りまして、用地買収等を進めていくわけですけど、現時点で何年までということはお答えできる状況にないということをお理解いただきたいと思います。

○森杉議長 はい。ありがとうございます。
よろしゅうございますか。

〔「はい」の発言あり〕

○森杉議長 それでは、この件につきましても皆さん御承認いただけると思います。改めてお伺いいたします。議案 2326 号につきまして原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

○森杉議長 はい。御異議ないものと認め、本案につきましては原案のとおり承認することといたします。

【議決】議案第 2326 号：原案のとおり承認する。（賛成 15 名，反対 0 名）

議案第 2327 号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 次の議案に参ります。「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。建築宅地課からは、「特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。議案書の 10 ページをお開き願ひます。議案第 2327 号は、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により御審議いただくものです。次のページをお開きください。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は、産業廃棄物処理施設、建築主は、仙台市宮城野区日の出町の株式会社自然環境産業です。敷地の位置は、名取市下増田字広浦 7-2 他 16 筆で、敷地面積は 9,783.59 m²です。用途地域は指定なしで、市街化調整区域となっております。建築主の自然環境産業は、平成 11 年に、現在地に、産業廃棄物の積替保管施設を設置しまして、19 年に汚泥の乾燥の許可を取得しております。今回、事業を充実させるということで、汚泥の脱水施設を増設することから、許可が必要となったものです。次に、建築物の欄を御覧ください。用途は産業廃棄物中間処理施設で、工事種別は該当がなく、構造、規模等の欄にあるとおり、既存の鉄骨造の事務所 1 棟を引き続き使用するものです。次の、処理施設の処理内容及び処理能力は、産業廃棄物中間処理で、1 日あたりの処理量については、汚泥の脱水が 42.3 m³で、10 m³を超えることから許可が必要となったものです。汚泥の乾燥 22.4 m³は平成 19 年に許可を取得済みで、今回変更はございません。

次に、議案書の 12 ページをお開き願ひます。左側の位置図を御覧願ひます。図面中央部で着色された部分が名取りんくうタウンであり、申請位置は、その東側の赤く塗りつぶした範囲となっております。現在は津波被害により災害危険区域となっており、住宅などの建築が禁止されております。敷地周囲には、文教施設はなく、最も近い施設は、名取りんくうタウン内にある児童福祉施設で約 2.5 km 離れた距離にございます。次に右上の付近見取図を御覧ください。赤線で囲まれた範囲が申請敷地で、市道飯塚開発線を経由して、専用通路で進入いたします。南側の宮城県農業高校の跡地では、現在メガソーラーの事業が進行中でございます。次にその下の配置図を御覧ください。建築物は、図面右上の既存の事務所 1 棟のみです。産業廃棄物の中間処理施設は

敷地内に2種類ありますが、図面中央部に記載されているとおり、いずれも屋外に設置されております。上の処理施設が脱水施設で、今回の許可対象である汚泥の脱水を行うものです。下の処理施設が乾燥施設で、許可済みのものがございます。脱水処理の際に発生した排水につきましては、敷地内の排水施設で浄化し、具体的には、図面で引出し線がありますが、離脱水保管槽や排水タンクを経由しまして、一番下排水処理施設で浄化しまして、隣接水路へ放流しております。就業時間は午前8時から午後5時までの8時間となっております。中間処理する廃棄物につきましては、宮城県内等の事業者から排出されるものでスーパー等の食品加工排水、ホテル等の厨房排水、下水管清掃の過程から発生する汚泥となっております。水分の多いものを脱水処理いたしまして、脱水後の脱水ケーキは発酵堆肥化処理を行うことになっておりまして、それにつきましては仙南の事業者に運び込みまして処理しております。搬出入のトラックは、就業時間内でだいたい17台程度を見込んでいます。

次に、当該施設の環境対策について説明いたします。まずは、悪臭防止対策ですが、処理に伴う臭気の増加はありませんが、受け入れた汚泥に臭気があるため、処理前後の汚泥は蓋付の容器に保管して悪臭の拡散を防止しております。これまでの操業状況における測定では、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることは確認しております。次に、水質汚濁防止につきましては、脱水処理した排水の浄化後の水質測定で、宮城県公害防止条例に基づく規制物質43種類につきまして規制値内であることを確認しております。周辺住民の方々への説明につきましては、県の産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づきまして、美田園駅周辺の美田園2丁目、3丁目及び5丁目、並びに申請地周辺の広浦からなる飯塚地区の町内会を対象として2回ほど実施済みでございます。

最後に、当該施設が立地する名取市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、御審議の程よろしくお願ひいたします。

○森杉議長 これも、よろしいですか。よろしいですね。

はい、どうぞ。

○齋藤委員 既存の鉄骨造をそのまま使うということなんですけど、この既存鉄骨造、建築年度はいつ頃って書いてあったかな。

○事務局（千葉建築宅地課長） 乾燥をはじめた19年に許可を取得しましたので、その際に建築した建物でございます。

○齋藤委員 わかりました。

○森杉議長 どうぞ。

○内田委員 汚泥が臭いがするというので密閉容器に入れておくということなのですが、主な搬出入の経路というのは、どこから、どう施設までもっていかれるのでしょうか。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい。敷地内での搬出入、それともこの敷地まで。

○内田委員 敷地まで。

○事務局（千葉建築宅地課長） 敷地までですね。あの 12 ページに周辺までの地図がございますけれども、県内全域から集めてきますので、どの経路ということにはなりませんけれども、おおむねりんくうタウンを通ります塩釜亘理線が当地区の幹線道路になっておりますので、そこから東に折れ曲がりまして、市道飯塚開発線を通って、申請敷地に運び込むというような経路になりまして、塩釜亘理線につきましては南北の道路でございますので、東西の搬出経路はこのりんくうタウン内の県道杉ヶ袋増田線であったり、南側に亘理方面から来る道路があったり、仙台市内の方に入りましてから東西につながということで、ちょっと特定した形では御説明はできかねます。そのような経路になります。

○森杉議長 よろしゅうございますか。他に御意見ございませんか。

[「はい」の声]

○森杉議長 それではお諮りいたします。議案 2327 号です。原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

○森杉議長 御異議ないものと認め、本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。ありがとうございました。

【議決】議案第 2327 号：原案のとおり承認する。（賛成 15 名，反対 0 名）

4 その他

○森杉会長 議案の案件は以上ですべて終了いたしました。事務局から報告したいということが、申出がございますので、事務局の方から御説明の程、よろしく願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、石巻広域都市計画区域の「整備，開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

本件につきましては、来年3月の都計審の方にお諮りしたいと考えておりますけれども、その前に、一度こちらの方に御報告させていただきまして、御意見をいただければなというふうを考えております。

それでは、お手元にある報告資料を御覧いただきたいと思います。右上に、宮城県都市計画審議会報告資料と記載している資料であります。

はじめに、1枚目左側の都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」を御覧いただきたいと思います。都市計画区域につきましては、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全すべき区域として定めるもので、都市計画を策定する区域の単位となるものであります。本県の都市計画区域を資料左下の図面に示しておりますが、都市計画区域は12区域ございまして、そのうちピンクで着色している仙塩広域及び石巻広域の2区域につきましては線引き都市計画区域、水色とオレンジで着色している大崎広域、栗原、登米、大郷、仙南広域、気仙沼、志津川、河北、亘理、山元の10区域の非線引き都市計画で構成されております。都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法に基づき都道府県がおおむね5年ごとに行うことになっている都市計画基礎調査により、都市の発展の動向、都市計画区域における人口・産業の現状及び見通しを勘案し、おおむね20年後の都市の将来像を示すものであります。

「区域区分」とは、線引き都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、市街地の拡大・縮小の可能性、良好な環境を有する市街地の形成、緑地等自然環境の整備又は保全への配慮の視点から、おおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき、既に市街地を形成している区域及び市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分するものであります。

続いて、資料右側の石巻広域都市計画区域における見直しの課題と方針を御覧いただきたいと思います。平成23年に発生しました東北地方太平洋沖地震とこれに伴い発生した大津波によりまして本県は甚大な被害を受け、特に被害が大きかった沿岸部では、居住を制限するため建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、さらに、東日本大震災復興特別区域法の特例を活用し、市街化調整区域において被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転事業などの面整備を行って参りました。このようなことから、沿岸部の都市計画区域において都市計画と現況の土地利用に乖離が生じていることや、東日本大震災復興特別区域法の特例を活用して市街化調整区域において面整備を行った地区においては、早急に市街化区域に編入し、用途地域を定めることにより都市計画による規制・誘導を行っていく必要があることなどから、今回、石巻広域都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更を行うこととしたものであります。災害危険区域のうち、住居系の用途地域が定められていた地区は、今後、現行用途に則った市街地の形成が困難なことから、住居系から産業系への用途の変更や、市街化区域から市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きを検討する必要がございます。しかし、被災市町におきましては、復興は緒に就いたばかりであり、当該地区の多くは、土地利用方針をいまだ見定められていない状況にありますことから、災害危険区域における都市計画の見直しについては、今回ではなく、次回の「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更をする際に行うこととし、それまでの期間につきましては、当該地区の土地利用方針を被災市町としっかりと議

論し、調整して参りたいと考えております。なお、これまで「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更はおおむね7年から8年ごとに行っていますが、今回は、震災後初めて実施されました、今年平成27年の国勢調査結果を使用し、おおむね3年後の平成31年中に見直しを行う予定としております。

続いて、資料右下のスケジュールを御覧下さい。石巻広域都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更につきましては、平成25年度に都市計画基礎調査を実施し、この調査結果を踏まえ、都市の将来構想を検討し、関係機関との調整や公聴会等による住民意見を反映した上で、来年3月開催予定の宮城県都市計画審議会にお諮りし、来年の5月に告示したいと考えております。

続きまして、2枚目を御覧いただきたいと思っております。資料の上段の青い枠に平成25年度に実施した石巻広域都市計画区域の都市計画基礎調査の結果を示しております。はじめに人口動向について御説明いたします。左端の棒グラフでございますが、石巻市、東松島市、女川町で構成されている本区域の行政区域人口の動向を示しておりますが、昭和60年の約24万1千人をピークに減少傾向にございます。赤い棒グラフで示してございますのは推計人口になりますが、平成32年は約17万9千人、平成42年においては約15万8千人と人口減少が加速することが見込まれております。また、右隣のグラフには世帯数を示してございますが、平成22年現在で約7万5千世帯とまだ増加傾向にはございますが、その伸び率は鈍化している傾向にあります。人口が減少し、世帯数が増加していることから、世帯分離などによる世帯あたりの人員が減少している状況が確認できます。

続いて、産業動向について御説明いたします。右から2番目の折れ線グラフは商業動向の指標となる年間商品販売額を示しておりますが、平成6年をピークに減少傾向にあり、特に平成24年においては東日本大震災の影響により大きく減少しております。各市町の駅周辺や国道45号、398号、108号周辺にロードサイド型の施設が集積しているほか、石巻市の蛇田地区には広域商業型の施設が集積している状況であります。続いて、右の端の折れ線グラフですが工業動向の指標となる工業製造品出荷額等を示しておりますが、平成3年をピークに減少し、特に平成23年においては東日本大震災の影響により大きく減少しており、その後回復傾向にありますが、震災前の水準までは回復していないという状況でございます。臨海部を中心に臨海型工業、水産加工型工業が集中し、三陸縦貫自動車道インターチェンジ周辺に内陸型工業地が形成されております。また、流通業務機能は、石巻港周辺や石巻周辺の幹線道路沿道に集積している状況であります。

続きまして、資料中段左側の今回の見直し方針を御覧いただきたいと思っております。都市計画基礎調査の結果を基に、本区域の整備、開発及び保全の方針の見直しに係る3つの方針を示しております。まず、はじめに、震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換、次に、人口減少・高齢社会の進展に対応した集約市街地の形成、3つめは、宮城の将来ビジョンに掲げる「富県宮城の実現」と「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の実現に資する市街地の形成としてございまして、これらの方針を踏まえて4つの都市づくりの基本理念を掲げております。ひとつ目は沿岸部の被害を低減させるための防潮堤、防災緑地の整備や居住地の高台や内陸部への移転等による、安全・安心が確保される復興まちづくり、次に水産業を中心とした地場産業を中心とし

た地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生，3つ目は，地域の歴史，文化，産業等を活かした本区域の魅力づくりのほか，居住地や都市機能のまとまった立地とこれと連携した公共交通ネットワークの確保による，豊かさを実感できる持続可能な多極ネットワーク型集約市街地の形成，4つ目は，特別名勝松島等の地域固有の優れた自然環境や歴史的資源を活かした観光機能の強化であります。これらの見直し方針や基本理念を踏まえ，都市づくりの基本方針を掲げております。

資料の右下の青い枠を御覧下さい。今回の見直しでは，災害に強い都市構造への転換と多極ネットワーク型集約都市構造の形成をコンセプトに，4つの都市づくりの基本方針を掲げております。ひとつ目は，震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換，次に，水産業等の復旧・復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成，3つ目は，居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの再構築，4つ目は，特別名勝松島等の優れた自然，歴史的資源を活かした観光機能の強化であります。これらの方針に基づき本区域の将来像を模式的にお示ししたのが，右下の図になります。土地利用については，赤の円で示しているのが本区域の中心拠点であり，青の円は産業拠点，黄色で示しているのが住宅地，水色が産業用地，緑色は緑地や農地を示してございます。続いて，交通ネットワークについては，JRの仙石線や石巻線のほか，茶色の線で示しているのが自動車専用道路，国道，その他骨格となる道路などの主要幹線道路であり，紺色の細い線で示しているのが主要地方道，一般県道，都市計画道路などの幹線道路であります。「整備，開発及び保全の方針」では，これらの基本理念や基本方針に基づき都市計画区域における土地利用や都市施設の都市計画の決定の方針を掲げることとしており，個々の都市計画はこれらの方針に即し，都市計画を定めることとしております。

3枚目の資料を御覧下さい。資料の上段の左ですが青い枠に将来人口フレーム推計を示してございます。左端の行政区域人口のグラフを御覧下さい。青の折れ線グラフが平成19年の都市計画基礎調査による推計結果で，赤の折れ線グラフが平成25年の推計結果によるものであります。グラフの数値は石巻市，東松島市及び女川町の行政区域人口の合計値を示しております。赤の折れ線グラフの平成22年から27年にかけて大幅に減少しているのは，東日本大震災による人口減少を加味し平成27年の人口を推計しているためです。震災後の平成25年の統計人口の値に震災前の平成17年から平成22年の年平均伸び率を適用し，平成27年以降の人口を推計しております。石巻広域都市計画区域の「整備，開発及び保全の方針」における「区域区分」の目標年である平成32年の行政人口は約17万9千人と推計され，前回の推計値の約20万人から2万1千人ほど減少していることがわかります。続いて右隣の市街化区域人口のグラフを御覧下さい。市街化区域人口についても，先程の行政区域人口と同様の推計方法で算出しております。「区域区分」の目標年次である平成32年の市街化区域人口は約13万1千人と推計され，前回の推計値の約14万1千人から1万人ほど減少していることがわかります。続いて，右隣の可住地不足量の推計の表を御覧下さい。都市計画においては，必要な市街化区域の面積は人口フレーム方式により算出することとなっており，将来の市街化区域人口と将来における市街化区域内の可住地の収容可能人口のバランスにより，市街化区域の必要面積が算出されることとなります。左の表の市街化区域人口の動向で示しているとおり，市街化区域人口は平成22年の現況では約14万5千

人、将来の平成 32 年では約 13 万 1 千人と 1 万 3 千人ほどが減少する見通しとなっております。一方で、東日本大震災において津波による大きな被害があった地区に災害危険区域が指定されたことにより、もともと可住地であった市街化区域は住宅地としての土地利用が出来なくなったことから、将来の可住地面積は減少する見通しとなっております。従いまして、表の右側に将来可住地の収容人口でお示ししているとおり、将来の市街化区域にて収容可能な人口は約 12 万 400 人であり、収容不可能な人口は約 1 万 800 人となるため、その人口に見合った新たな可住地が必要なため、区域区分を変更し、市街化区域の拡大が必要となるものであります。

続いて、資料左下の図面を御覧下さい。こちらの図面では、市街化区域及び東日本大震災復興特別区域法による市街化調整区域において土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの面整備を行い市街化を進めている地区を示しております。水色とピンクで着色している範囲が現在の市街化区域となります。東日本大震災復興特別区域法により市街化調整区域において面整備を行っている地区のうち、既存の市街化区域と連坦している地区を地区名及び矢印で示しており、全体で 13 地区ございます。これらの地区のうち、紫色に着色している部分が今回の区域区分の変更により市街化区域への編入を予定している地区であり、石巻市においては①から⑦の 7 地区、女川町においては⑧から⑪の 4 地区となります。各地区の開発目的や面積は図面の右隣りの一覧表にお示ししております。なお、東松島市の野蒜北部丘陵地区及び東矢本駅北地区につきましては、市街化調整区域と面整備を行っている区域との間の市街化調整区域の取扱いの検討に時間を要することなどの理由により東松島市からの案の申し出がなかったことから、今回は市街化区域への編入を見送ることとしております。また、この 2 地区については、平成 31 年中を予定している次の見直し、変更までの間に、課題となっている市街化調整区域や移転元地の災害危険区域の取扱いについて検討・調整を進めることとしてございます。加えて、この 2 地区のうち東矢本駅北地区につきましては、市が市街化調整区域の地区計画を定めており、都市計画による一定の規制・誘導がなされております。また、野蒜北部丘陵地区につきましても同様に地区計画を定める予定となっております。最後に、これまで御説明してきました「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更についての手続きスケジュールでございますが、今年の 7 月に関係 3 市町に対しまして、見直しの基本方針を通知し、市町からの案の申し出を受け、9 月に説明会を実施し、12 月に国の方へ事前協議を行ったところであります。今後は、年明けの 1 月に都市計画案の縦覧を行い、3 月の都市計画審議会にお諮りした上で、5 月に都市計画決定の告示を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、「整備、開発及び保全の方針」の見直し及び「区域区分」の変更に係る報告事項の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。先程事務局からお話のありました様に、今日の御説明は 3 月の、これは何という議題になるのですかね。

○事務局（尾形都市計画課長） 整備、開発及び保全の方針の見直しと区域区分の変更についてです。

○森杉議長 というタイトルの議案にかかります。それについての準備を進めてきておられますので、この段階で皆様方の御意見を伺いたいと、こういうことでございます。
よろしく願いいたします。どうぞ。

○内田委員 意見ではないのですが、質問なのですけれども、この行政区域の人口全体としても、この後減少して行って市街化区域の人口の方も減少しているのですけれども、この減少の割合を見たときに、これっていうのは市街化区域の方に、減ってはいるけれども割合としては、徐々にですが、人口というか人が集約されるというふうな数字で見ても良いのでしょうか。割合ですね。全人口に占める市街化区域の割合は若干ではあるけれども増えるというふうに見ても良いのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 全体の行政区域人口は大幅に減ってきている感じがありますが、市街化区域人口の減少幅については、行政区域全体の人口の減少幅よりはゆるやかとなっております。市街化区域の方がゆるやかに減少しているということで大きく行政区域人口は減ってくるものの、市街化区域人口については、減ってはいますけれども、それほど減ってはいません。

○内田委員 市街化区域に人が集約されるという感じですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 将来的なまちのありようを考えた場合、市街地に住んでいただいて集約的な都市構造を目指していきたいというのもございますし、その辺を今後目指しながら、都市計画として整備を進めて参りたいと思っております。

○内田委員 わかりました。

○森杉議長 ピンポイントですので、この人口を市街化区域に貼り付けてみると、どのような人口密度といいますかね、パターンになるのだろうかということは、出しにくいのかもかもしれませんが、これも討議としては知りたいですね。

結構大変な作業であるし、予測も難しい問題もあるのかもしれないと思いますけれども。

○事務局（尾形都市計画課長） それについては次回3月までに、きちんと整理した上で、御説明したいと思えます。

○森杉議長 よろしく。
どうぞ。

○阿留多伎委員 いくつか教えていただきたいのですけれども、今回石巻の広域都市計画を来年の3月にとのお話かと思いますが、他のところと較べてなぜ石巻を急がなくてはいけないのかということと、それから資料の1枚目の右下に見直しのスケジュールがありますが、石巻広域は素

案作成のすぐ後に法定手続きになっていますが、気仙沼、志津川、亘理、山元は、素案作成の後、都市マスとの調整というのが入っています。石巻広域の場合、その都市マスとの整理の関係とかですね、あるいは住民参加の仕組みとかですね、そういう手続き上の住民参加はどの様に位置づけられているのかということをお教えいただければと思います。

○事務局（尾形都市計画課長） 一つ目ですけれども石巻広域については、市街地のうち約7割が東日本大震災により浸水しております。一方、仙塩広域都市計画の市街地については1割程度の浸水であったということです。そのことから市街地においてより甚大な被害を受けた石巻広域都市計画の見直しを早急に行う必要があると判断しております。仙塩につきましても現在基礎調査を実施しております平成30年の秋口には見直しを行いたいというふうに考えております。

二つ目につきましては、都市計画マスタープランは石巻市が平成21年2月に作っております。東松島が平成22年5月です。女川についてはですね、ちょっと古いんですが平成6年の3月に作成しておりますが、いずれも震災前の計画でありまして、土地利用状況との乖離が生じておりますけれども、震災復興計画により、将来像や土地利用の方向性については示しているという状況にあります。

○森杉議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 震災復興計画が都市マス（都市計画マスタープラン）の替わりになるという様なお話なのかなと思いますけれども、震災復興計画自身ですね都市マスと較べますと住民参加のシステムというのはかなり弱かったのではないかと思います。で、その部分を補完しないとですね、復興計画ベースでやってしまうと、必ずしも住民の意見が十分入った都市マス、都市マスの替わりになるとはいえないのではないかと。補完部分をやらないとですね、ちょっと勇み足になるのではないかという気がして、ちょっと危惧しております。いかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 震災復興計画の中では、やはり早めに震災復興計画を立てなくてはいけないということということもありますが、有識者の方々とか、住民代表の方々の意見を伺って立ててはいると考えております。都市計画マスタープランについては、具体的に今のところいつまでに作るというのは決まっておられませんけれども、今回の整開保（整備、開発及び保全の方針）の手続きの中では、住民説明会での説明等を通して意見は聴取している状況であり、各市町については、今回の整開保の見直しを受け、また31年にはもう一度見直しということもございまして、その辺も含めて各市町と話をしながら、それぞれ都市マスの策定について進めていくように指導・助言していきたいと思っております。

○阿留多伎委員 ひとまずそうすると、仮の、あくまでも平成29年頃の都市マスの見直しまでの、仮の手続きというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 仮という形ではございません。やはり今回は震災で被災された区

域の災害危険区域の中に、可住地がなくなって、新たに調整区域（市街化調整区域）の中の土地を求めなくてはならないということもございましたので、その規制等をきちっとしなくてはならないということもありましたし、そこを急いでやらなくてはならないということで平成 22 年の人口をベースにフレームを設定しておりますので、この次につきましては、復興計画とは違う新たな開発の方向性が見えてくる部分があれば、そこを含めて土地利用調整をした上で、まとめて 31 年には見直しを図っていきたいと考えております。

○阿留多伎委員 あ、宮城県の都市計画審議会の場合、かなり住民の意向調達を、慎重にしっかりやるようにということで、御意見いただいてきている訳でありまして、その住民の意向把握というところがですね、他の地区と石巻さんとですね、大きなずれがあったりすると、ちょっと不公平感を感じさせるということになりかねないと思いますので、十分ですね、住民参加、住民の意向を把握した上で、たとえ急ぐからといって省略することのないようにですね、お願いをしたいと思っております。

それから、人口動向なのですけれども、人口が減ったと思います。3 枚目の資料の方で、人口が減ったところを元にですね、前の予測を延ばしていますということですが、確かに非可住のところには戻れないかも知れませんが、可住のところからですねちょっと怖いといって逃げられてた方ですね、戻る分があると思いますので、もうですね少し増えるのではないかという期待をしております。それから、将来可住地の収容人口もですね、あの戻ってくるといいますか、その毎年市街化というのは少しずつ増えていきますのでその分プラスになって良いのでは、密度が上がっていく分ですね。例えば、ヘクタール 45 人全部一律で計算するのではなくて、今は 35 人だけど、次の年は 36 人、次の都市は 37 人とかですね、その密度も加味してもうすこし増えてくれるのではないかという期待をしたいところですが、それにしても平成 42 年度での数字はかなり低くなるので今回もし見直ししてですね、全体的に 20 年後、25 年度にもしかすると市街化区域が過剰になるという不安は若干ありますが、なのでその十分、平成 32 年度でちょうどいいやではなくてですね、その先も見越してですね、説明資料を作っていただければと思います。以上です。

○事務局（櫻井土木部次長） はい。阿留多伎委員の御指摘でございますけれども、今回の線引き見直しにつきましてはいわゆる震災で調整区域を開発していたということがございます。まずはそれを可住地域として都市計画として生かしていきたいというのが一点ございます。それと、今 27 国調（平成 27 年度国勢調査）が動いてその整理をしております。先程 3 ページ目の青いグラフと赤いグラフは、これ赤いのは住基台帳（住民基本台帳）を元になっておりますので、予測的にはその国調のデータを見ますと若干傾きがきつくなるのではないかという予測もしているところでございます。県としては色々その復興で調整区域を開発して、ある意味失われた可住地域を市の復興で求めたということでもありますので、都市計画的にはそれをやはり可住地域として理解していく必要があるだろうということが一点ございます。ただ、先程の説明のとおり、災害危険区域で整理したところの土地利用もまだ定っていない、ままならないという状況にあるということ、これらはどちらかというポテンシャルとして産業系の土地利用に使いやすい、あるいは、

使うべきというふうに思っておりますが、まだそれぞれの被災市町ではその具体的な検討も、至るに至っていないということもありますので、それをこの 27 国調のデータも含めて 32 年の見直しにぶつけていきたいということでございまして、どちらかというとならば仙塩よりももう少し時間をおいて丁寧にやっていきたいという気持ちのあらわれでございまして。もちろん、国調だけのデータでその市街地を理解する気持ちはないのですが。大きなベースデータではあります。そういった都市の集約でありますとか産業の配置をしながら、なるべく石巻広域の人口が減らない形で、持続可能な都市づくりを目指して行ければというような思いでございまして。どちらかというとならば、もっと丁寧にやっていきたいという思いが強くなります。以上でございます。

○森杉議長 どうぞ。御意見いただきたいと思っております。

伊藤さんどうぞ。

○伊藤（直）委員 沿岸の被災地で、整開保あるいは区域区分の見直しは非常に難しいんだろなというふうに思いますが、一つはやはり復興というふうな意味では、今人口フレーム云々という議論も非常に強くされてますが、むしろ産業という意味でですね、そういう産業フレームをどのように配置していくのかと、いうふうな配置方針なんかも明確にしないと、やはり復興とのつながりというものをきっちり表すような線引きというものが必要ではないのかなと、そういうふうに思っています。それと人口フレームなんですが、これたぶん県内どこの市町村もみんな右肩下がりですね。減少をたどっているというふうなところなんですが、実は国の総合戦略も近々立ててますね。そういったやつとそれから今ある総合計画となんか数字がいつばいでできているんじゃないかなというふうに思うんですね。都市計画の場合は、どのようなそういうフレームを設定していくのかというのもわかりやすく御説明をいただければと。ちなみにここ石巻については、総合戦略の計画は既に上がっているのでしょうか。あの計画というのは人口ベースでものを考えた計画だと私は思っているんです。1人あたり 1.82 にするとかですね。そういうことになっているものから、非常に人口そのものを増やしていくというか、もちろん減っていくのを止めるというそういう意識もあるんでしょうけれども、そういったものが主になっている気がするんです。そういうところを例えば都市計画のこういう整開保の見直し等々にどういうふうに反映していくのか。いわゆる戦略計画の問題ですね。

それから先程説明ありましたけれども、最後のページに現況 22 年で 14 万 5000 人、それが 32 年で 13 万 1000 人、それを市街化区域に収用不可能な人口が 1 万 800 人いるということで、予測された人口をプラスして 13 万 1000 人と、もちろん減ってくると。そうするといわゆる住居系が減って、あるいは逆線引きのところも出てくる。そういったものが非常に輻輳した現象が出てくるんだらうと。先程お話ありましたけど、その辺はやはり地元の、ここは広域ですからそれぞれの市町があるわけですが、その辺住民の人たちとですね、コンセンサス作りというのも非常に大事になってくるんじゃないかなと、そういう思いがしました。結論から言うと、やはり復興という意味で、産業フレーム、人口フレーム、その辺をいかに復興というものが見えるような形で地域を誘導していくかと、いうふうなところ非常に大事じゃないかなというふうな思いで、ちょっと質問をさせていただきました。

○事務局（櫻井土木部次長） 都市計画において産業をどう位置づけ理解していくかということだと思っております。現実問題、石巻広域でも大曲浜地区でありますとか、あるいは石巻の須江地区、こちらについて須江地区は沿岸部で失われた工業団地が上流側に入って、今盛んに供用してございます。大曲は町が一変して破壊されたところについて工業団地を作ってまして、かなり産業も張り付いているやに聞いております。できれば御指摘のとおり、都市計画の中でこういった産業集積を図っていくか、インフラをどうしていくか、拠点をどう結んでいくか、といったことも提案させていただければというふうに思っております。それから諸計画との人口のやり取りということですけども、これは当然現実問題として右肩下がりであることは否めないわけですが、何とかその傾きを下げようような仕組みを提案していければと思っております。またそれぞれのフレームの問題もありますけれども、市街化区域をどう整理して行くかということは原単位をどう理解していくかということもあろうかと思えます。具体的には、被災地全部ですけども、かなり内陸側に移転して、従来よりも疎になった街が展開してきております。したがって市街化区域の原単位をどう理解していくかというのがやはり大きなところで、疎な街、前の集積した街から上流側山側に移転したものですから、これをどううまく結び付けていきながら、そういったところ折り合いをつけながら、可住地域を整理できていくのかという提案も、見直しの中でやっていければというふうに思っております。特に石巻広域はその色彩がすごく強いのと、今度出てきます仙塩広域は逆に内陸側と被災した地域との折り合いをさらにつけなければいけないということで、仙塩広域の方はもっと難しいハンドリングになるのかなというふうには思っておりますけれども、まずは石巻広域の中でそういったことを整理できればと思っております。

○森杉議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 すいません、説明聞き漏らしたかもしれませんが、編入予定の11区ですけども、これは地区計画は全部立ててあるのでしょうか。

○事務局（櫻井土木部次長） 女川がいま作業をしているところで、石巻と東松島は全部やっていたかと思えます。

○阿留多伎委員 もし地区計画がちゃんとかかっているのであれば、あわてて市街化区域編入しなくてもですね、産業用地部分とか逆線引きとかですね、そういうのとセットでやれば面積的に合わせたりということもしやすいと思うのですが、一時だけ市街化区域が膨れて、3年後にまた減ってというのは、都市の区域の決め方として望ましくはないかなと思うので、屁理屈というのだからと思うのですね。十分検討して、理屈もたくさん立ててですね、進めていただきたいなと。少なくともレギュラーな決め方ではないと思うので、くれぐれもよろしく願いいたします。

○森杉会長 私の方から。私の印象は、今回の見直しは、見直しというよりは復興計画そのものを

実現した暁にはどういう街になるかを示しているような、そういう復興計画の成果を作るものですよね、これは。そういう意味で普通の見直しとまるでこれ違いますから、この背景にあるデータとしてほしいのは、現況の復興がどこまで進んでいくかをまず示していただきまして、その復興のやつを延長するとどうなるかという格好で、いろんなことのイメージを出していただくと、色々なことがもうちょっと具体的に、実現不可能なこともはっきりするかもしれませんが、見えてくるのではないかと、こう思います。だから作業としての位置づけも、復興計画の完成図を基本的に示していくと、そういう位置づけをしていただくとわかりやすいんじゃないかと、僕はそう思います。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。今回につきましては、復興で調整区域に面開発をやっていく部分を中心に入れさせていただきました。先程次長の櫻井からもお話ししたとおり、女川はまだ地区計画が定まっておりませんので、女川を早急に定めなくてはならないというのが一つございます。あと野蒜北部は間もなく地区計画を定めますし、東矢本も地区計画を定めていきますので、そういう意味でいけば、女川以外は地区計画は定められるといった形になってくると思います。ただ、沿岸部の今まで可住地であった部分が、まだ先の用途が見えていないというところがございますので、その辺を産業系なりに変えていかななくてはならないという部分の整理は地元の市町との調整がかかってくると思います。そこに対してちょっとお時間いただいて、31年までにはその辺も含めて逆線引きをする形で新たな市街地をどう考えていくのかということをきちんと整理していきたいなと思っております。また、各市町の復興事業も大分進んで参りまして、石巻市においては公営住宅も約半分くらい、東松島市につきましても公営住宅は約40%位まで進んでいます。女川についてはまだ4分の1程度の公営住宅の完成ですけれども、面整備も着々と進んできておりますので、その辺の流れも含めて整理させていただければなと思っております。

○森杉会長 他に御意見ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○森杉会長 よろしいですか。それでは色々御意見いただきましたけれども、事務局の方として適宜参考にしていただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、この報告を終わってよろしゅうございますか。

〔「はい」という声あり〕

○森杉議長 それでは、他にございませんよね。

〔「なし」という声あり〕

5 閉 会

○森杉会長 はい、それでは本日の会議を終了いたします。御協力、御意見ありがとうございました。

○事務局（大内総括） 以上をもちまして本日の会議を終了いたします。なお、次回は、来年3月25日を予定しております。日程につきましては後日改めて連絡を申し上げたいと思います。本日は、大変お疲れ様でございました。

平成 27 年 12 月 21 日（月）午後 3 時 10 分 閉会